

熊野川濁水対策技術検討会について

○「熊野川の総合的な治水対策協議会」の実務的な調整の場である「熊野川における堆積土砂対策に関する調整会議」を拡充し、その下に技術検討会を設置。

○熊野川の総合的な治水対策協議会 ※関係市町村、関係機関の参加する協議会

○熊野川における堆積土砂対策等に関する調整会議 ※関係機関の実務的な調整の場 (拡充)

○メンバー構成

- ・近畿地方整備局及び出先事務所
- ・近畿中国森林管理局及び出先事務所
- ・和歌山県、三重県、奈良県 河川部局及び林務部局
- ・電源開発(株)

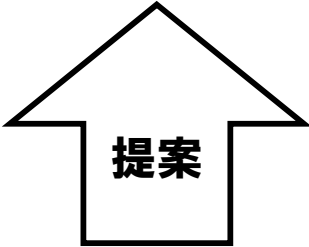


○熊野川濁水対策技術検討会 ※学識者、実務者による技術検討の場 (新設)

○メンバー構成

- ・京都大学防災研究所 藤田教授
- ・京都大学防災研究所 角教授
- ・立命館大学理工学部 里深教授
- ・京都大学農学研究科 谷教授
- ・国土交通省 国土技術政策総合研究所
- ・(独)土木研究所
- ・(独)森林総合研究所
- ・電源開発(株)
- ・近畿地方整備局
- ・近畿中国森林管理局
- オブザーバー
和歌山県、奈良県、三重県

- 検討事項
- 発生源対策の促進
 - ダムにおける濁水対策実施の検討・調整



- 検討事項
- ①発生源の検討
 - ②長期化の要因分析
 - ③ダムにおける対策候補の検討

熊野川濁水対策技術検討会について

平成26年6月23日に「熊野川濁水対策技術検討会」を設立しました。

検討内容

①発生源の検討、②濁水長期化の要因分析、③対策候補の検討

委員

座長 京都大学防災研究所 教授 藤田 正治
委員 京都大学防災研究所 教授 角 哲也
委員 立命館大学工学部 教授 里深 好文
委員 京都大学農学研究科 教授 谷 誠
委員 国土技術政策総合研究所河川研究部 水環境研究官 福濱 方哉
委員 (独)土木研究所水工研究グループ水理チーム 上席研究員 箱石 憲昭
委員 (独)森林総合研究所 水土保持研究領域山地災害研究室 室長 大丸 裕武
委員 電源開発(株)西日本支店 支店長代理 池口 幸宏
委員 近畿地方整備局河川部 地域河川調整官 藤村 正純
委員 近畿地方整備局紀の川ダム統合管理事務所 所長 野口 隆
委員 近畿中国森林管理局計画保全部治山課 課長 徳留 善幸
オブザーバー
三重県県土整備部河川課長、防災砂防課長
奈良県県土マネジメント部河川課長
和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課長、砂防課長

開催

第1回:平成26年6月23日

検討会の内容

- (1)流域特性、濁水の状況について
流域特性、ダム、砂防、治山施設の概要、崩壊地分布の状況、河川の濁水状況、貯水池の濁水の状況について説明し、意見交換を行った。
- (2)濁水長期化対策、十津川流域における濁水長期化対策の検討方法について
熊野川における現在の濁水長期化対策とその効果、全国の濁水長期化対策の事例紹介、十津川流域における濁水長期化対策の今後の検討方法について説明し、意見交換を行った。

熊野川濁水対策技術検討会 規約

(名称)

第1条 本会は、「熊野川濁水対策技術検討会」(以下「検討会」という。)と称する。

(目的)

第2条 検討会は熊野川の濁水軽減対策について、技術検討と助言を行うことを目的とする。

(構成)

第3条 検討会は、別表1に掲げる委員により構成する。ただし、検討会が必要と認めるときは、当該委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(座長)

第4条 検討会には座長を置く。
2 座長は検討会を代表し、議事を統括する。
3 座長が諸般の都合により出席できない場合は、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(設置期間)

第5条 検討会は、第2条に規定する目的を達成した時点で解散する。

(情報公開)

第6条 本検討会は原則として非公開とし、検討会の議事要旨を各委員に確認のうえ近畿地方整備局河川部のホームページに掲載する。

(雑則)

第7条 検討会の運営及び議事に必要な資料の作成等、庶務は近畿地方整備局河川部河川管理課が行う。
2 この規約に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は、検討会に諮って定める。

附 則 この規約は、平成26年 6月23日から施行する。

(別表1)

熊野川濁水対策技術検討会 委員名簿

委員	京都大学防災研究所 教授	藤田 正治
委員	京都大学防災研究所 教授	角 哲也
委員	立命館大学理工学部 教授	里深 好文
委員	京都大学農学研究科 教授	谷 誠
委員	国土交通省国土技術政策総合研究所河川研究部 水環境研究官	福濱 方哉
委員	(独)土木研究所水工研究グループ水理チーム 上席研究員	箱石 憲昭
委員	(独)森林総合研究所 水土保持研究領域山地災害研究室 室長	大丸 裕武
委員	電源開発(株)西日本支店 支店長代理	池口 幸宏
委員	近畿地方整備局河川部 地域河川調整官	藤村 正純
委員	近畿地方整備局紀の川ダム統合管理事務所 所長	野口 隆
委員	近畿中国森林管理局計画保全部治山課 課長	徳留 善幸

熊野川濁水対策技術検討会（第1回）議事要旨

1 開催日時及び開催場所

日 時： 平成26年6月23日（月） 10:00～12:00

場 所： 国民会館12F小ホール

2 出席委員（五十音順、敬称略）

池口 幸宏、里深 好文、角 哲也、谷 誠、大丸 裕武、徳留 善幸（代理出席：平井 成典）、野口 隆、箱石 憲昭、福濱 方哉、藤田 正治、藤村 正純

3 議事の概要

(1) 規約の確認

本検討会の規約について説明し、了承を得た。

会議は非公開で実施することとし、議事要旨について、各委員確認のうえ近畿地方整備局河川部のホームページに掲載する。

(2) 流域特性、濁水の状況について

流域特性、ダム、砂防、治山施設の概要、崩壊地分布の状況、河川の濁水状況、貯水池の濁水の状況について説明し、意見交換を行った。

主な意見、質問は以下のとおり。

○発生源として地質による違いを特定するため神納川崩壊地からサンプルを採取し、沈降試験を実施する等、神納川北側、南側斜面の細粒分に優位な差があるのかを確認することが大事。

○支川からの流入濁度の継続日数がH23災害以降で長くなっている。メカニズム、現象について調査が必要。

○資料に記述されているH23年とH18年の新規裸地面積率のデータを見ると、H18年の裸地がH23年までの数年でほとんど回復していることになってしまう。事務局によると、崩壊地面積について、H23新規箇所としている面積が、H23航空写真とH18航空写真の判読から推定されていることに基づいているとのことであったが、すぐに緑化回復するとは考えられず、実態とは異なっているのではないか。再検討していただかないと、このままでは誤解を与えるように思われる。

○斜面对策の実施については、今後どここの部署（直轄砂防、林野、県砂防等）がどの箇所を対策するのか押さえておくこと。

○貯水池の流動を理解するため、鉛直2次元の図に取水口の位置を記載する等、資料の整理をした方がよい。

○モニタリングの観点から、現在埋まっていて機能していない上野地、重里、五百瀬の観測所について今後の復旧予定を質問。

（電源開発から、上野地は災害復旧工事に伴う河道切り替えのため、他の2箇所は土砂を排除してもすぐに埋まってしまう状況のため、しばらくは3箇所とも手測りを継続すると回答。）

(3) 濁水長期化対策、十津川流域における濁水長期化対策の検討方法について

熊野川における現在の濁水長期化対策とその効果、全国の濁水長期化対策の事例紹介、十津川流域における濁水長期化対策の今後の検討方法について説明し、意見交換を行った。

主な意見は以下のとおり。

○風屋ダムの回転率が一ツ瀬ダム、早明浦ダムと比較して大きいこともあり、対策を検討するにあたっては、十津川筋の濁水長期化が一ツ瀬ダム、早明浦ダムと比較してどの程度のものであったのか等について整理をする必要がある。

○今回新規崩壊があり、山が荒れている状態が収まってくれば、土砂流入が減ってくるが、難沈降性のものが優位にあれば、どうしても長期間に渡って濁りが切れない。この辺りをどう考えるかによって、対策もどこを重点的に行うかわ変わってくる。

○上野地は洪水後濁度が下がってくるが、神納川は下がってこない。ダムでもできることも限界があるので、発生源がどこから来ているのか科学的に追求する必要がある。

○河道内の土砂の扱いについて、粘土・シルトが1%と表層についてはそれぐらいかもしれないが、H23 災害後に土砂が堆積しているため表層の下にも濁水発生の可能性を有する層があり、流路変動があれば、その堆積物の中から濁質分が供給される可能性が十分あるので注意すること。

○濁水の流出のメカニズムを解明しないと、いい対策につながらない。まず台風12号の影響に対する対策と、もともと濁水長期化が問題となっていた熊野川において、長期的な展望の対策を検討の中にいれる必要がある。

○台風12号の影響に対する対策としては、小規模な出水でも高濁度の濁水が流入し表層の清水層がなくなってしまうことを解消することが貯水池対策の目標になるのではないか。

○発生源対策には治水・砂防・治山事業との連携が必要であり、濁水問題にどのような効果をもたらすのかを議論していくことがよい。

○この熊野川流域では広葉樹天然林や成長した針葉樹人工林でおおわれ、表層崩壊に対する根系による抑止機能は、最大限に近いと考えられる。伐採適齢期を迎えた人工林の今後の伐採は、根系の崩壊防止機能を低下させ、崩壊による濁水生産源を増加させる可能性が無いとは言えない。だからといって、林業が地域の産業として重要であるから、濁水増加の可能性のあることを理由に、地域の林業の展開を抑制するべきではない。濁水だけではなく、地域の産業・生活全体の将来を考えた包括的な判断が重要と考える。

(4) 今後の進め方について

第1回検討会での意見を踏まえ、濁水長期化メカニズムの話しと、対策について次回検討会に諮る予定。秋頃には一定の結果を出せるようにしたい。

以上